

監査公告第 14 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 29 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

令和5年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和4年度、令和5年度(10月まで)に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名称	加賀市総合サービス株式会社
代表者	代表取締役 大和 徳泰
住所	加賀市大聖寺八間道 65 番地 かが交流プラザさくら 2 階

施設の概要

施設名	加賀市美術館		
施設規模	敷地 建物 (母屋、ロビー、蔵)	1,738.36 m ²	2,315.47 m ² 1 階 1,650.40 m ² 中 2 階 87.96 m ²
所在地	加賀市作見町 1 番地 4		
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日		
指定管理委託料	令和 4 年度 26,441,264 円		
指定管理に係る 収支状況	令和 4 年度		
	収入	28,917 千円	
	支出	28,259 千円	
施設利用実績	利用者数	貸館	23,103 人
		観覧	13,808 人
		自主事業	11 人
		合計	36,922 人
利用料収入	2,047 千円		
その他収入	319 千円		
自主事業収入	109 千円		

3 監査期間 令和5年11月29日～令和6年1月26日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 林 直史

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 監査の実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び機械警備、消防用設備保守点検等について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取り組み状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

指定管理業務について、決算書、諸帳簿及び通帳残高を確認するとともに、

収入・支出の根拠となる資料について施設利用申込書、各種経費に係る請求書、賃金台帳等进行检查した。

4 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく「指定管理者が行うモニタリング」の実施状況について、利用者意見を確認するとともに、チラシ配布や SNS での情報発信など利用促進の取り組みについて状況を確認した。

第3 監査の結果

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、注意を要する事項が見受けられたので、次のとおり監査意見を述べる。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（文化振興課）に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

(1) 建物管理について

建物は建築後約 26 年を経過して老朽化が進んでおり展示室の壁紙に変色が見られるなど順次修繕が必要な状況になっている。令和 4 年度は、収蔵庫の空調設備改修を行っており館蔵品等の保管状況が改善された点は評価できる。一方で第 1～第 3 企画展示室を区切る可動式壁は破損した場合は修繕できる見込みがないとのことであり、展示室の在り方を含め早急に対応策を詰めておく必要がある。対応が後手にまわらないように効果的な修繕に取り組んでもらいたい。

2 指定管理者に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

(1) 管理運営について

令和 4 年度の利用者数はコロナ禍前の平成元年度以前の水準まで戻っていないが、これは他の文化施設等でも同様な傾向であり、令和 4 年度以降の共催事業や貸館事業を再開により客足が戻ってきたことは美術に関心がある市民等が潜在的に多いとみることができ、当施設はその期待に応えていかなければならない。

施設の活用状況をみると入口である 1 階ロビーの活用に工夫が必要だと感じる。その点、令和 4 年度は「アートスタンド作り」、令和 5 年度はロビーに電子ピアノを設置し賑わい創出を図っていることは評価できる。

令和 6 年 3 月に北陸新幹線加賀温泉駅が開業になるが、加賀温泉駅前の立地を考えるとこれまで以上に観光客向けの取り組みが必要になる。ロビー施設を市の文化観光のインフォメーションセンターとして活用することを考えてもよいのではないか。各文化施設をどのように関連付けていか工夫してもらいたい。

(2) 利用促進について

北陸新幹線での来訪客を念頭に、郷土ゆかりの作品を拡充する必要がある。九谷焼や山中漆器などの展示も必要ではないかを感じる。また、令和5年度上半期においては山田宗美の図録が海外企業に多く売れている。今後、海外旅行客の回復が見込まれるので、これまで以上にインバウンド消費を意識して取り組んでもらいたい。

第4 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。